

第7回 仮役員等の選任申立事件

沖縄国際大学教授
上江洲純子 Junko Uezu

I はじめに

1 仮役員等選任申立制度の趣旨

会社法は、会社の役員（取締役・会計参与・監査役）が欠けた場合や、会社法又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有すると規定している（会社法346条1項）。本来、役員に欠員が生じた場合には、会社は遅滞なく後任の役員の選任手続を採らなければならないが、これを怠った場合には過料の制裁にも処せられるが（会社法976条22号）、実務上、後任の役員選任までにある程度時間を要することを踏まえて、その間の業務執行上の不都合等を回避するための暫定的措置として設けられているものである¹。しかし、役員の死亡や解任などで役員に欠員が生じた場合にはそもそも権利義務が継続する退任役員、いわゆる「役員権利義務者」が存在しない上、これが存在す

るケースでも、役員としての権利義務を継続させることが不適當な場合があり得る。そこで、このような場合に、裁判所が、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、「一時役員職務を行うべき者」を選任することができるとしているのが会社法346条2項である²。これと同種の規定が、代表取締役（会社法351条2項）等でも設けられている³。

この「一時役員職務を行うべき者」は、実務では通常、職務執行停止・職務代行者選任の仮処分により選任される「職務代行者（会社法352条、民事保全法23条2項・56条）」と区別して「仮役員（取締役の場合は「仮取締役」、会社法351条2項による代表取締役の場合は「仮代表取締役」等）（以下、仮代表取締役と併せて「仮役員等」という。）」と呼ばれている⁴。そのため本稿でも、その呼称を用いることとするが、この仮役員等の選任手続は非訟事件手続によって進められることになる⁵。

そこで、本稿では、現行の会社法・非訟事件手続法の下で積み重ねられてきた判例・実務による仮役員等選任申立事件の運用の進展を確認

1 江頭憲治郎＝中村直人編著『論点体系 会社法3 株式会社Ⅲ〔第2版〕』（第一法規、2021年）79頁〔棚橋元〕。

2 江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』（有斐閣、2021年）416頁。

3 その他に同種のものとしては、指名委員会等設置会社における委員（会社法401条3項）、代表執行役（会社法420条3項、同法401条3項）、清算人（会社法479条4項、同法346条2項）、代表清算人（会社法483条6項、同法351条2項）に関する規定がある。

4 規定の文言に即して「一時役員（取締役の場合は「一時取締役」、代表取締役の場合は「一時代表取締役」）」などとも呼ばれている（岩原紳作編『会社法コンメンタル（7）機関（1）』（商事法務、2013年）582頁以下〔石山卓磨〕等参照）。

5 非訟事件手続法第2編及び会社法第7編第3章第1節参照。